諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成27年12月28日(平成27年(行個)諮問第209号)

答申日:平成29年7月3日(平成29年度(行個)答申第56号)

事件名:特定労働局職員が職務上知り得た「本人に関する秘密」に関する文

書の不開示決定に関する件

# 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。) の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決 定は、結論において妥当である。

# 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月24日付け千労発総0924第4号により千葉労働局長(以下「処分庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

### (1)審査請求書

ア 不開示の理由に「開示請求のあった保有個人情報は、保有個人情報 の特定がされないことから不開示とした。」は、裁判所が確定的に 証拠価値を認めた本件開示請求文書の存在を判決文(資料1)に記 載がある限りにおいて、本件開示請求文書は特定され、存在しなけ ればならない、従って特定不可能という処分庁の決定は存在しない。

裁判所の判決文に記載の証拠文書・本件文書が特定不可能は、判決 文に虚偽記載を意味する。

仮に裁判所が真実を述べたと仮定するならば、処分庁は特定不可能と虚偽を記載した(虚偽公文書作成等の罪・刑法156条及び同行使罪・刑法158条の1項)。

イ 千葉労働局特定部特定室の職員以外、審査請求人を知る職員はいない。

裁判所の判決文に「厚生労働省の地方支分部局である都道府県労働局(厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)17条,厚生労

働省組織令(平成12年政令第252号)156条参照)の職員は、職務上知り得た秘密について守秘義務を負うものであり、(国家公務員法(昭和22年法律第120号)100条1項)、」と記載があり、上記職員は千葉労働局特定部特定室の職員以外該当せず、千葉労働局特定部特定室の職員が、この「職務上知り得た審査請求人の秘密」の文書を所持していると裁判所は判決文に記載する。

審査請求人が開示請求した保有個人情報は、裁判所が判決文に記載している以上、千葉労働局特定部特定室は、審査請求人が開示請求した保有個人情報の特定がされ、労働局長有印の不開示決定は、虚偽記載文書である(虚偽公文書作成罪の罪・刑法156条及び同行使罪・刑法158条の1項)。

千葉労働局が開示請求のあった保有個人情報は、保有個人情報の特定がされないと不開示決定するならば、特定地方裁判所A民事特定部の裁判官は、「(千葉労働局)が職務上知り得た審査請求人の秘密」がいかにもあるかのような、虚偽記載の公文書を作成(虚偽公文書作成等の罪・刑法156条及び同行使罪・刑法158条の1項)し、審査請求人を欺罔した判決を下したことになる。

ウ 国家公務員法100条1項に該当しない。

国家公務員法100条1項にいう「秘密」とは、非公知の事項であって実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいい、国家機関が形式的に秘密の指定をしただけでは足りない。保護するに値すると認められるものをいい、国家機関が、単にある事項につき形式的に「秘」扱の指定をしただけでは足りない。

審査請求人は、審査請求人自身が承諾しているので、保護するに値すると認められず、「秘密」の事項に該当せず、国家公務員が、形式的に秘密の指定をしただけであるので、開示すべきである。

開示請求を厚生労働省職員が拒否するならば、厚生労働省職員の文 書偽造である。

厚生労働省職員の行為は、国家公務員倫理法1条;国家公務員の目的、3条の1及び2:職員が遵守すべき職務に係る倫理原則に違背する。

審査請求人は「秘密の情報」の開示を承諾しているのであるから、 秘密にしておかなければならない理由はなく、特定労働局は「公務 員の職務上知り得た秘密の情報」を開示すべきである。

不開示決定は、審査請求人の個人の尊厳(憲法13条)に違背する。 エ 審査請求人が開示請求した保有個人情報は、行政機関の保有個人情報に関する法律(原文ママ)の14条1項の1号の「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」に該当し、開示 義務がある。

## (2) 意見書

「審査請求人は気違いの類」との報告を表面では隠蔽され、裏面で、厚生労働省が援助する特定法人に協力した千葉労働局が、特定地方裁判所B民事特定部、特定地方裁判所B特定支部民事部係及びは係(原文ママ)、特定地方裁判所A特定部の労働審判、特定地方裁判所A民事特定部、特定高等裁判所民事特定部に虚偽記載文書でもって密告していることを、特定地方裁判所A民事特定部が判決文(甲32)で証明した。

弱者は非人格者として、憲法及び法律の適用外との判断を下した特定 地方裁判所Aの判決・平成26年特定番号民事特定部特定事件である。

上記特定地方裁判所Aにて「厚生労働省の地方支分部局である都道府 県労働局(厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)17条,厚生 労働省組織令(平成12年政令第252号)156条参照)の職員は, 職務上知り得た秘密について守秘義務を負うものであり,(国家公務員 法(昭和22年法律第120号)100条第1項),」と秘密事項とし, 事実の立証,証拠の文書の提示を怠り,強迫的に判決文に記載されたこ とにより,現裁判,又審査請求人に係るいずれの裁判において,秘密裏 に得たという偽造・変造証拠が秘密裏に渡っていると確信に至りました。

審査請求人が開示請求した保有個人情報は、裁判所が判決文に記載している以上、千葉労働局特定部特定室は、審査請求人が開示請求した保有個人情報の特定がされ、労働局長有印の不開示決定は、虚偽記載文書である(虚偽公文書作成等の罪・刑法156条及び同行使罪・刑法158条の1項)。

千葉労働局が開示請求のあった保有個人情報は、保有個人情報の特定がされないと不開示決定するならば、特定地方裁判所A民事特定部の裁判所の裁判官は、「(千葉労働局)が職務上知り得た審査請求人の秘密が」がいかにもあるかのような(原文ママ)、虚偽記載の公文書を作成(虚偽公文書作成等の罪・刑法156条及び同行使罪・刑法158条の1項)し、審査請求人を欺罔した判決を下したことになる。

裁判所が判決文に記載している以上、千葉労働局職員が、裁判所へ偽造・変造秘密の文書でもって、当該裁判所へ密告した事実は揺るがせない。

上記により、千葉労働局は開示すべきである。

特定地方裁判所Aにも開示請求をしております。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1) 本件審査請求人は、平成27年7月16日付けで、千葉労働局長に対して、法18条1項の規定に基づき、以下を内容とする開示請求を行っ

た。

「特定地方裁判所A民事特定部平成26年特定番号特定事件において、 平成26年特定月日、判決言渡がありました。

判決の理由の特定頁に、「厚生労働省都道府県労働局の職員は、職務 上知り得た秘密について守秘義務を負うもの」との記載がある。

職務上知り得た秘密において公的な秘密は、法令又は上司の命令によって定められる。私人の秘密を知られたくないかどうかは本人がなすべきものである。請求人本人の情報であり、本人が承諾しているので、開示するのに支障がありません。

「請求者に関する秘密」の開示請求をいたします。

尚, 判決文は, 同封いたします。

情報保有者が誤情報により不利益ないし、損害を被る高度の蓋然性が認められる場合は、当該個人即ち請求者は、その情報保有者に対し人格権を根拠とし誤情報の抹消訂正を請求することが出来るに該当します。 当該労働局が開示できなければ、偽造と考えられ、偽造証拠断定可能です。」

- (2) 千葉労働局長は、(1) に記載した請求内容では本件対象保有個人情報を特定することができないため、審査請求人に対し、同年8月11日付け千労発総0811第4号により法13条3項に基づき本件対象保有個人情報を特定するため開示請求内容の補正を依頼したところ、それに対する請求者からの回答を同月14日に受理した。
- (3) しかし、当該回答内容でもなお開示請求に係る保有個人情報が特定することができないことから、再び千葉労働局長は請求者に対し、同月28日付け千労発総0828第1号により本件対象保有個人情報を特定するための補正を依頼し、それに対する請求者からの回答を同月31日に受理したが、その補正された内容は以下のとおりであった。

「特定労働局職員 X が、特定法人特定支部に「職員 X が職務上知り得た審査請求人に関する秘密」を伝え、特定法人が、特定地方裁判所 A 民事特定部平成 2 6 年特定番号特定事件に、秘密に、提出した文書の開示。特定地方裁判所 A 民事特定部平成 2 6 年特定番号特定事件が、特定法人から秘密に提出され、上記裁判所は審査請求人に開示していない、

「職員×が職務上知り得た請求者に関する秘密」の文書の開示。」

当該再回答内容によっても、なお開示請求に係る保有個人情報が特定されないことから、処分庁は、同年9月24日付け千労発総0924第4号により原処分を行った。

(4)審査請求人は、原処分を不服として、厚生労働大臣(以下「諮問庁」 という。)に対し、同年10月1日付け(同月2日受付)で審査請求を 提起したものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条2項に基づき全部不開示決定を行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、上記1(1)に記載した審査請求人に係る 情報である。

## (2) 原処分の妥当性について

上記1(1)に記載した請求内容では対象保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であり、開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、処分庁は、審査請求人と処分庁とのこれまでのやり取りの中から、想定しうる具体的な文書名を提示して、2度にわたり本件対象保有個人情報の補正を依頼した。審査請求人は、その文書を否定した上で、上記1(3)のとおり補正を行ったが、最終的な補正内容は当初の請求内容とほぼ同様の内容となっており、本件対象保有個人情報を特定し得るだけの回答を得ることができなかったことから、処分庁は不開示決定をしたのであり、原処分は妥当である。

# (3) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求書の中で、「裁判所が確定的に証拠価値を認めた本件開示請求文書の存在を判決文に記載がある限りにおいて、本件開示請求文書は特定され、存在しなければならない」等と主張しているが、上記3(2)のとおり、本件対象保有個人情報は特定できないことから、原処分は妥当である。

# 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成27年12月28日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 平成28年2月2日 審査請求人から意見書を収受

④ 平成29年6月1日 審議

⑤ 同月29日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。 処分庁は、本件対象保有個人情報について、本件開示請求書に記載され た内容では本件対象保有個人情報の特定が不十分であるとして、開示請求 内容の補正を2回にわたり依頼したが、審査請求人からの回答内容でもなお開示請求に係る保有個人情報の特定ができないことから、法18条2項に基づき、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は 原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討す る。

- 2 原処分の妥当性について
- (1)諮問庁は原処分の妥当性について上記第3の1及び3において、おお むね以下のとおり説明する。
  - ア 開示請求から原処分までの経緯については、以下のとおりである。
  - (ア)審査請求人は、「特定労働局職員が職務上知り得た「本人に関する秘密」に関する文書」の開示請求を行った。
  - (イ) 処分庁は、開示請求書に記載の請求内容では、開示請求に係る保有個人情報が特定できないことから、審査請求人と処分庁とのこれまでのやり取りの中から、想定し得る具体的な文書名を提示して、2度にわたり、補正を依頼した。
  - (ウ) これに対し、審査請求人は、2回ともおおむね「千葉労働局特定職員Xが、特定法人に「職員Xが職務上知り得た審査請求人に関する秘密」を伝え、特定法人が、特定地方裁判所A民事特定部平成26年特定番号特定事件に、秘密に、提出した文書の開示。」と回答した。
  - (エ) 処分庁は、開示請求に係る保有個人情報が特定されないとして、 平成27年9月24日付け千労発総0924第4号により原処分を 行った。
  - イ 以上のとおり、開示請求書の記載内容では対象保有個人情報を特定 するに足りる事項の記載が不十分であり、開示請求に係る保有個人 情報が特定できないことから、処分庁は、2度にわたり本件対象保 有個人情報の補正を依頼したが、本件対象保有個人情報を特定し得 るだけの回答を得ることができなかったことから、処分庁は不開示 決定をしたのであり、原処分は妥当である。

また、審査請求人は、審査請求書の中で、「裁判所が確定的に証拠価値を認めた本件開示請求文書の存在を判決文に記載がある限りにおいて、本件開示請求文書は特定され、存在しなければならない」等と主張しているが、本件対象保有個人情報は特定できないことから、原処分は妥当である。

(2)審査請求人は、上記(1)ア(ウ)のとおり、補正において「千葉労働局特定職員Xが、特定法人に職務上知り得た審査請求人に関する秘密を伝え、特定法人が、特定地方裁判所Aに提出した文書」としているこ

とから、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、千葉労働局が特定 法人に送付した文書に関する説明を求めさせたところ、諮問庁は以下の とおり説明する。

- ア 審査請求人からの相談を受けた後、千葉労働局労働相談員は、「労働局長の助言・指導処理票」、「相談票」及び「送付状」を作成したが、これらの文書は特定法人には提出しておらず、審査請求人に対しては、既に別件開示請求に基づき、開示済みの文書である。
- イ 千葉労働局から特定法人に送った審査請求人に関する文書は「あっせん開始通知書」及び「あっせん打切り通知書」のみであり、手続的な事項の記載のみである。
- (3) 上記諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。
  - ア 審査請求人は、開示請求書及び補正に対する回答において、開示を求める保有個人情報として、「千葉労働局特定職員 X が、特定法人に職務上知り得た審査請求人に関する秘密を伝え、特定法人が、特定地方裁判所 A に提出した文書」と記載している。このことから、審査請求人が開示を求める保有個人情報は、千葉労働局から特定法人に提出された保有個人情報であると解されることから、本件対象保有個人情報を特定することは可能であると認められ、本件開示請求に形式上の不備があるとは認められない。
  - イ 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、「裁判所が判決文に記載している以上、千葉労働局職員が職務上知り得た審査請求人の秘密は存在する」と主張することから、審査請求人が審査請求書に添付した判決書の写しを確認したところ、当該判決書においては、特定法人が千葉労働局からの要請に応じて送付した文書は第三者に対する開示を予定していたものではないとする理由として、「労働局の職員は、職務上知り得た秘密について守秘義務を負うものであり(国家公務員法100条1項)、千葉労働局に送付された文書の内容が不特定又は多数の第三者へ伝播するものとは認めるに足らず」と記載してあることが認められた。そうすると、判決書に「職務上知り得た秘密」との文言は認められるが、当該部分は、国家公務員が遵守すべき法令上の義務が存する旨を国家公務員法の文言を引用して述べているにすぎず、審査請求人に関する秘密が存在することを示しているものではないと認められる。
  - ウ さらに、当審査会において、諮問庁から、上記(2)イの文書の提示を受けて確認したところ、当該文書は諮問庁の説明のとおりの内容であると認められた。また、千葉労働局から特定法人に送付した審査請求人に関する文書は当該文書のみであるという諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

- (4)以上から、本件開示請求に、特定不十分という形式上の不備は認められず、千葉労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められないので、形式上の不備があるとして不開示とした原処分については、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定をする実益はないので、結論において妥当である。
- 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象保有個人情報につき、開示請求に形式上の不 備があるとして不開示とした決定については、千葉労働局において本件対 象保有個人情報を保有しているとは認められないことから、結論において 妥当であると判断した。

# (第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

# 別紙

特定労働局職員 X が,特定法人特定支部に「職員 X が職務上知り得た審査請求人に関する秘密」を伝え,特定法人が,特定地方裁判所 A 民事特定部平成 2 6 年特定番号特定事件に,秘密に,提出した文書の開示。特定地方裁判所 A 民事特定部平成 2 6 年特定番号特定事件が,特定法人から秘密に提出され,上記裁判所は審査請求人に開示していない,「職員 X が職務上知り得た請求者に関する秘密」の文書の開示。